

EUと先進諸国とのFTAにおける知的財産戦略とその政治過程^(*)

在外研究員 西村もも子^(**)

近年、世界貿易機関(WTO)における多国間交渉が停滞する中で、各国は貿易交渉の軸足を自由貿易協定(FTA/EPA)に移しつつある。その中で、それまでは多国間制度の構築を優先させてきた欧州連合(EU)までもが、2000年代後半以降、FTAの締結に積極的になっており、韓国やシンガポールといったアジアの成長市場のみならず、カナダ、米国、日本といった主要先進国とのFTA締結に向けて交渉を進めている。これに合わせて、EUのFTAにおける知的財産権に関する規定内容も、従来のような相手国の発展度に合わせた緩やかなものから、地理的表示の保護範囲の拡大や保護品目の追加、医薬品提出データの保護期間の延長、エンフォースメントの強化など、TRIPs協定の保護基準を上回るものとなっている。なぜ、EUは近年、他の先進諸国とのFTAを通して、知的財産権の国際的な保護強化に積極的になっているのだろうか。この研究では、EUのFTAにおける知的財産権の保護政策の変化とその政治的要因を分析する。

I. 研究の目的と構成

近年、世界貿易機関(World Trade Organization:WTO)における多国間交渉が停滞する一方で、アジア太平洋地域では、自由貿易協定(Free Trade Agreement :FTA)の数が増大している。そしてその多くが、物品の関税の撤廃・削減のみならず、各国独自の規制や規格などの非関税障壁の撤廃、人の移動の自由、サービス・投資の自由化、知的財産権の保護などを含む包括的な協定になっている。対照的に、欧州連合(European Union:EU)はWTOの設立から一貫して、重点を多国間交渉に置き、FTAの締結は基本的に近隣諸国や旧植民地諸国との間のものに限る方針を続けてきた。しかし2006年、EUの欧州委員会は、「グローバル・ヨーロッパ」と題する新しい通商戦略を発表し、それ以降は、アジア諸国の成長市場国やカナダ、米国、日本といった先進諸国とのFTA締結に積極的に取り組んでいる。また、従来のEUによるFTAは物品の関税削減に重点が置かれ、知的財産権や投資といった問題をFTAの規定に盛り込むことにはむしろ消極的だった。しかし、2006年以降のEUによるFTAは、知的財産権についても非常に積極的な規定を設けるようになっていく。

本調査研究の目的は、以上のような近年のEUのFTAにおける知的財産権政策の変化を国際関係論の立場から分析することにある。具体的には、EUのFTAを通じた知的財産権戦略を明らかにし、その方針転換の要因を、EUをめぐる国家間関係から検討する。

II. 近年のEUの方針転換と知的財産権の国際的保護の変化

1. 自由貿易協定の増加

WTOにおけるドーハ・ラウンドは、2002年1月から本格的に交渉が開始されたものの、先進国と途上国の意見対立の表面化や、八つの交渉分野を一括で受諾するという野心的な試みゆえに、停滞に陥っている。その一方で、1990年代以降、地域貿易協定(Regional Trade Agreement : RTA)、その中でも自由貿易協定(FTA)の締結数が急増している。その動きを先導しているのが米国である。1994年にカナダ及びメキシコとの間で北米自由貿易協定(NAFTA)を発効させた後、米国政府は、2002年7月に貿易促進権限法(TPA)が成立したこともあり、FTA締結に向けた動きを活発化させた。その相手国も、中南米諸国のみならず、オーストラリア、中東諸国、アフリカ、アジアなど世界全域に広がっており、さらには、環太平洋パートナーシップ(TPP)などの広域FTAの構築にも積極的に取り組んでいる。

このように、アジア太平洋地域において、様々な国や地域によるFTAが網の目のように張り巡らされることにより、世界の通商関係はより複雑なものとなりつつあり、その状況を批判する見方も多く見られるが、先進諸国が、国家間の通商関係の基軸を多国間から二国間にシフトさせていることは明らかである。それは、WTO交渉の推進を最優先させてきたアジア太平洋経済協力(APEC)が、APEC全域を網羅する自由貿易圏の構築に向けて具体的に動き出したことや、主要国首脳会議(G8サミット)で明示されたFTA重視の方針からも明らかである。

2. FTAと知的財産権

以上のようなFTAの増大や広域化によって、知的財産権

(*) これは特許庁委託平成24年度産業財産権研究推進事業(平成24～26年度)報告書の要約である。

(**) 東京大学大学院総合文化研究科学術研究員。平成26年4月7日～平成27年3月19日の間、米国のスタンフォード大学・ロースクールに派遣。

の国際的な保護の在り方も大きく変容しつつある。1995年のWTO設立以降、国際通商の場面における知的財産権の国際的な保護は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs協定)の履行を中心に進められてきたが、TRIPs協定に対する途上諸国の強い反発により、近年は、WTOにおける議論は、伝統的知識・遺伝資源やフォークロア、公衆衛生など、途上諸国に関連する問題に比重が傾きがちになり、次第に、TRIPs協定を柔軟に履行することに主眼が置かれるようになってきている。

このようにWTOの設立当初に目指されていた包括的な知的財産権の国際的な保護を実現することが難しくなるにつれて、先進諸国は、自らが求める知的財産権の保護基準をFTAに盛り込むことに熱心になっている。その筆頭に立っているのが米国である。前述のようにFTA政策を推進する契機にもなった米国の貿易促進権限法(TPA)を含む2002年通商法には、通商交渉を通して国際的な知的財産権の保護水準を米国の国内法における保護水準と同等のものにすることを旨すと明記されていた。実際に、その後米国が他国と締結したFTAの大半が、米国の国内法水準と同等の知的財産権の保護を求めるものとなっており、これらはTRIPs協定の保護水準を超えるとして、「TRIPsプラス条項」と呼ばれる。米国FTAによるTRIPsプラス条項の代表的な例として、著作権の保護期間の延長、特許の保護対象としての新規性喪失の例外規定、特許出願におけるグレースピリオドに関する規定、動植物の特許保護の明記、医薬品に関する特許保護期間の延長、医薬品承認に関わる申請データの保護期間の明確化、強制実施権の発動要件の限定、並行輸入を制限する規定、商標の保護範囲の拡大、エンフォースメントの強化(国境措置の強化や刑事手続の対象となる侵害行為の拡大など)などが挙げられる。このようなTRIPsプラス条項の解釈や類型、問題点などについては、既に、法律専門家による客観的な分析が示されているが、その一方で、このような米国のFTAを通じた知的財産権の保護強化は、途上諸国の権益を犠牲に多国籍企業のレントを拡充させているにすぎないといった批判が、学界や市民団体などから多く寄せられている。

3. 近年のEUのFTA政策の変化と知的財産権

このように、世界諸国がFTA締結に向けた動きを積極化させる中で、EUはWTOを中心とする多国間交渉に重点を置く姿勢を貫いており、諸外国が二国間や地域間のFTAの構築に積極的になっていることがドーハ・ラウンドの進展の障害になっているといった懸念を度々表明していた。WTO設立以前から、EU(EC)は多くのFTAを諸外国と締結していたものの、その目的は主に、EU(EC)の拡大に備えて近隣諸国との関係を安定化させるため、あるいは、旧植民地諸国との歴史

的な関係の維持のためのものであった。また、EUが締結するFTAは関税障壁の削減が主な内容であり、他の問題に関する規律に対しては消極的だった。これは、知的財産権についても同様であり、FTAにTRIPsプラス条項を盛り込もうとする米国とは対照的に、知的財産権の保護に消極的だった。すなわち、米国によるFTAのように相手国が遵守すべき知的財産権を具体的個別に規定するのではなく、現行の国際条約に基づいた知的財産権の保護を実施するよう求めるにとどまり、相手国との間で知的財産権に関する争いが生じた場合には、その都度、協議を通して解決を図ることを約束するなど柔軟な姿勢を示していた。また、EUは特に、WTO交渉を通して地理的表示に関する新たな多国間制度の構築に熱心だったが、その地理的表示の問題を他国とのFTA交渉において取り上げることもなかった。このような米国とEUの姿勢の違いについて、前者を“to-do list approach”あるいは“narrow approach”、後者を“generalist approach”と呼んで区別されることもある。

そのようなEUの方針転換が明らかにされたのが、2006年10月に欧州委員会が発表した通商戦略「グローバル・ヨーロッパ:国際競争への対応」である。ここでEUは、欧州経済の発展と欧州の国際競争力の強化のため、WTOにおける多国間交渉を進める一方で、アジアを中心とする諸国との間でFTA締結を推進する方針を明らかにした。実際に、2006年の「グローバル・ヨーロッパ」の発表以降、EUは積極的にFTA交渉を進めている。既に韓国との間でFTAを発効させており、シンガポールやカナダとも合意に達している。さらに、インド、マレーシア、タイ、ベトナムといったアジア諸国とのFTA交渉を進めるとともに、2013年には、日本や米国とのFTA締結を目指す交渉を始めている。特に、米国とEUとの間のFTAである「環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)」協定が実現すれば、世界全体の国内総生産(GDP)の約半分を占める国が参加する巨大FTAが誕生することとなり、前述のTPP協定と共に、世界的な関心を集めている。そして、これらの新しいEUのFTAの多くが、従来はFTAの対象外とされてきた分野、すなわち、非関税障壁、公的調達、サービス、投資、競争政策などを取り込んだ、包括的なFTAとなっており、知的財産権についても積極的な規律が目立っている。

その代表的な例が、2010年10月に署名、2011年7月に発効したEU・韓国FTAである。同協定は、TRIPs協定を超える義務を課す規定として、著作権について、TRIPs協定では50年とされている保護期間を70年とすることや著作物に対する技術的保護措置を迂回する行為及びその手段等を提供する行為の禁止(第10.12条)、サービス・プロバイダー責任制限に関する条項(第10.65-66条)などを規定している。特許権について、いずれのFTAも、医薬品の特許期間を最大5年延長している(第10.35条)。また、TRIPs協定は第39条3項に

において、医薬品の販売承認に関わる申請データを「非公開情報」として保護しているが、この申請データについていずれのFTAも、その保護期間を最初の販売承認日から最低5年間で規定し、保護の明確化を図っている。以上の規定内容は、米国・韓国FTAに見られる規定と重複しているが、その一方で、EU・韓国FTAに特徴的な規定として、意匠権、エンフォースメント強化、地理的表示に関する規定が挙げられる。まず、意匠権については、TRIPs協定に関連規定がない未登録意匠の使用を防止する法的手段を提供する義務(第10.29条)が規定されている。エンフォースメントについては、TRIPs協定第51条は、商標権および著作権を侵害する物品に対する国境措置の導入を義務付けているのに対して、EU・韓国FTAは、その対象を特許、意匠、地理的表示、植物新品種の育成者権に拡大している(第10.67条)。また地理的表示について、EU・韓国FTAは、追加的保護の対象を農産品及び食品に広げることを規定し、同FTA発効時点において、EUについては162種類の、そして韓国については64種類の地理的表示が保護され、その範囲を今後の合意によって拡大していくこととしている。2013年9月に最終合意に達したEU・シンガポールFTAにもTRIPs協定を上回る保護基準が規定されており、その内容は、EU・韓国FTAとほぼ同内容である。また、2013年10月18日に基本合意に達したカナダとのFTAの協定内容はまだ正式に発表されていないが、欧州委員会が発表した文書には、同FTAには知的財産権について積極的な規定が盛り込まれる方針が示されており、その中でも、著作権の保護強化、地理的表示の保護範囲の拡大、医薬品アクセスに関する規定をEUが重視していることが明らかにされている。また、2007年6月から交渉が開始されたEUとインドのFTA交渉においても、知的財産権の保護が大きな争点となっており、インド国民からの反発が強い医薬品の特許保護期間延長や医薬品に係る申請データの排他性の問題は規律対象にしないことで合意されたものの、その一方でEUは、地理的表示の保護対象の拡大、エンフォースメントの強化などについては方針を変えていない。さらに2013年に交渉が始まった日本と米国とのFTA交渉においても、知的財産権が主要議題の一つとして取り上げられている。特に注目されるのは、米国とEUが、今後のTTIP交渉において、エンフォースメントを含む包括的な知的財産権の保護水準の維持や向上に努めるべきであるとしつつも、その全てを議論するのではなく、自らが利害を有する問題に限定して議論を進めていくべきという姿勢を明らかにしている点である。

以上から明らかであるように、EUは、FTAを通じた知的財産権の保護基準を、従来のように相手国の発展度に応じて定める方針から、EU域内の保護基準と同等の保護を相手国に求める方針に変えている。すなわち、EUは、FTAを通じた知的財産権の保護を、“generalist approach”から“to-do list

approach”に移しつつあり、EUの通商政策を担う欧州委員会は、今後もその方針を続けることを明らかにしている。さらに欧州議会も、このような欧州委員会によるFTA刷新を是認する方針を明らかにしている。

4. 国際制度論からの分析

以上のようなEUのFTAを通じた知的財産権政策の変化の結果、知的財産権の国際的保護の構造はどのように変化したのだろうか。国際関係論の中でも、国際経済と国際政治はいかなる関係にあるのかという問題を分析する国際政治経済学は、中央政府のない(アナーキー)国際政治経済関係の中で、いかなる場合に国家間は国際協力を進めることができるのか、その条件を解明しようという国際制度論を中心に発展してきた。その第一人者であるロバート・コヘインは、まず「囚人のジレンマ」ゲームを援用することによって、国家間の協調の難しさを説明した。すなわち、アナーキーな国際関係においては、国家(例えばA国)は自国の利益を最優先するので、どうしても相手国(例えばB国)を裏切ってしまう。もし、自国が協力したとしても相手国が裏切れば、結局は自国が損をして相手国が得をすると考えられるわけである。この結果、A国もB国も、互いに協調した方が互いにとっての利得が一番大きいにもかかわらず、相手国の裏切りを恐れて、結果的には協調できなくなってしまう。しかし、このようなゲーム論によると、ゲームが繰り返される場合、その時々を選択が後の選択に影響を与えることを主体は考慮して行動するはずであり、各主体が「目には目を歯には歯を」という戦略を採れば、協調関係が築かれやすい。これを受けて、コヘインは、国際関係において、国際制度を介して国家が何度も同じゲームを繰り返す状態にあれば、次第に協調関係が成立すると論じた。しかし、ゲームが繰り返されるだけでは協調は成立しない。協調が成立するためには、自分の裏切りが相手の報復を招くという認識が共有されていなければならない。また、相手国が実際に協調行動を取っているか、裏切り行為を取っているのか、監視することは一国にとっては困難である。コヘインは、国際制度を通して国家間で自由に交渉できる条件をそろえれば、国家間で協調が成立し、互いにとって利得が一番大きい結果を得られると述べる。

今日の国際的な知的財産権制度の形成についても、同じように論じることができよう。知的財産権の保護について、国家の間で協調行動を取ることが各国にとって最も望ましい。しかしながら、各国に知的財産権の保護を義務付けることができる世界政府が存在しない以上、常に国家は、自国だけが知的財産権を保護し他国が保護せずにフリーライダーとなることを恐れる。そのままでは各国が知的財産権を保護した

い状況が生じるため、国際制度を形成することによって、協調関係を維持しようとするのである。従来、先進諸国の間では、WTOを通して知的財産権の国際的な保護を実現すべきという点で意見は一致していた。途上国を含む世界各国がフリーライダーとなることを阻止し、知的財産権の保護をめぐる協調関係を維持するために、先進諸国は、途上国も参加できる国際制度の構築に努めてきたというのが、これまでの知的財産権の国際的な保護の枠組みだった。しかし、EUのFTAに対する方針の転換によって、このような知的財産権の国際的な保護をめぐる構造が大きく変わった。この点について最も参考となる議論を展開しているのがアーサー・スタインである。スタインは、国際制度が生じる背景となる国家間の利益構造を単純化した場合、四人のジレンマと両性の闘いの二つのタイプに分かれると述べる。両性の闘い型とは、二つの国AとBが基準1と基準2という異なる基準を採用している中で、どちらかを国際基準にしようとする場合である。両国が同じ基準を採用すれば双方とも現在より高い便益を得ることができるが、基準1が国際基準となればA国が得をし、基準2が国際基準となればB国が得をする。いずれの基準を国際基準とするかで、両国の間で対立が起きるため、それを調整するための国際制度が必要となる。近年の知的財産権の保護をめぐる国家間の構造、すなわち、先進国がそれぞれFTAを通して知的財産権の保護を強化しようとする現状は、単純化すれば、基準1と基準2のどちらを選択するかという争いになっていると見ることができる。従来のEUは、多国間交渉においてもFTA交渉においても、相手国の発展度に国際制度を形成するという姿勢にあったが、近年、EUは域内の基準と同レベルの保護を知的財産権について求めるようになったという点において、米国と同じ政策を展開するようになってきている。そして今後は、米国とEUという主要国の間で、基準1か基準2かという対立が更に深まることが予想される。

Ⅲ. EUのFTA知財政策の方針転換の目的

1. EUの共通通商政策

言うまでもなく、欧州諸国は世界に先駆けて、経済統合を進めてきた地域である。現行の欧州経済共同体(EEC)は関税同盟を初期の目標としており、さらに進んだ共同市場の形成を中期目標に、そして最終的には経済同盟の設立を最終目標に掲げていた。関税同盟は1968年に成立し、その前年の1967年7月には共同体の一体的かつ効率的な運営のためにEECと他の二機関が統合された。これらの三機関は、その一体性を強調するために欧州共同体(EC)と呼ばれるようになり、執行機関である委員会と立法機関である理事会、そして欧州議会と司法裁判所から成る、現在のEU体制の基本が整うこととなった。1970年代に入ると、世界的な経済停滞の

影響を受けて欧州統合の動きは難航したが、1980年代に入ると、フランスのジャック・ドロールの主導によって、1992年までに人、物、サービス、資本が自由に移動するという市場統合の実現を目指す「域内統合市場白書」が採択され、域内の統合が急速に進むこととなった。その一方で、冷戦の終焉や、東西ドイツの統一などを受けて、EC拡大が現実的な課題となり、EC自体の制度枠組の改革が目指された。こうして、1992年2月に、マーストリヒト条約が調印され、EECは経済分野以外でも管轄権を有するようになり、欧州共同体(EC)に改名された。そして、このECを支柱とし、共通外交・安全保障政策に関する政府間協力、司法・内政分野における政府間協力の二つを新しい柱とする欧州同盟(EU)が創設された。

EU設立後、アムステルダム条約、ニース条約、リスボン条約という三つの条約を通して新たな制度改革が行われた。中でも抜本的な改革として注目されたのがリスボン条約である。これは、草案が採択されたものの、フランスやオランダの国民投票の結果、成立に至らなかった欧州憲法条約に代わる条約であり、従来と同じく現行の基本条約の改訂という形を取っているものの、新たな欧州統合の枠組みを設定するという憲法条約の目的はそのまま維持された内容となっている。最も大きな変化は、従来は、ECを中心とする超国家的組織、共通外交・安全保障政策に関する政府間協力、刑事に関する司法・警察協力で構成されていた三本柱の構造が廃止され、EUの下に一本化されたことである。ECは廃止され、EUがECの権限や責務を承継して単一の法人格を有することとなった。この結果、EUが他国と国際条約を締結したり国際機関に加盟したりする権限を備えることとなった。

このリスボン条約とその前のリース条約における共通通商政策の最大の変化は、EUの排他的権限が、関税のみならず知的財産権、サービス、投資といった分野に及ぶことが明記されたことである。すなわち、EUは知的財産権を含む通商交渉を進め、協定を締結する上での排他的権限を有することとなり、また、欧州議会の同意が必要であるものの、協定の批准を決する理事会は、特定多数決の下でその政策を決定することができ、通商政策がEUの主要国を中心に進められる余地が広がったと解釈することができる。

2. EUの通商戦略の変化とその目的

以上のように、EUは少なくとも形式的には、欧州加盟国の利害関係に左右されることなくEUとしての通商政策を推進することができる基盤を整えた。そして、前章で述べたように、「グローバル・ヨーロッパ」の発表を機に、EUはそれまでのWTO重視の方針からFTA締結を重点に置く方針へと改め、そのFTAでは知的財産権についても積極的な規律が目立つようになっている。その方針転換の目的はどのように説明できるのだろうか

か。

この点を次の三つに分けて分析する。第一に、EUはFTAを推進することによって、どのような貿易関係を目指しているのかという点、第二に、近年のEUは今後のFTA政策をどのような相手国と締結しようとしているのかという点、第三に、近年のEUのFTAにおける知的財産権の規定の目的はどのように説明できるのかという点である。

第一の問題は、EUは、域内市場と域外市場の関係をどのように位置付けているのかという観点から論じることができる。EU設立後の2000年3月、EUの欧州理事会は包括的な経済・社会計画である「リスボン戦略」を発表し、5年後には、その見直しである「新リスボン戦略」を発表している。以上のようにリスボン戦略を通してEU域内基盤の強化が図られる一方で、域外諸国との経済関係の強化に向けた戦略として、欧州委員会は2006年10月に「グローバル・ヨーロッパ」を提出した。「グローバル・ヨーロッパ」はまず、今後の通商政策の重点を欧州の競争力の強化に置くとしており、その点では「リスボン戦略」の目的と違いはない。ただし、その目的の実現のためには、これまでのように域内市場の成長だけを目指したり保護主義的な政策を採るべきではなく、むしろ域内市場を諸外国の企業に開放することによって欧州企業に競争の機会を与え、同時に諸外国の市場を開放させることによって、欧州企業が海外市場において生産やサービス提供をする機会を広げるべきとしている。その理由とされているのが、国際経済のグローバル化と新興諸国の台頭である。グローバル経済において、多国籍企業はコストの低い国で生産やサービス提供を行うようになっており、その結果、国境とは無関係なサプライチェーンが成立しており、またそこで取引される物品は従来のように完成品ではなく中間品が中心となっている。また、米国とEUが中核を担う通商枠組は既に崩れ、アジア諸国や南米諸国が、それぞれの地域の拠点としてではなく、グローバルなネットワークを形成するようになってきている。このような経済のグローバル化やネットワーク化を欧州企業が利用する機会を広げようというのである。

「グローバル・ヨーロッパ」などのEUの通商戦略を見てみると、EUがFTAを通して域外諸国との産業間貿易ではなく産業内貿易を進めようとしていることは明らかである。欧州委員会は当初、EU域内における単一市場の成立によって、EU加盟国間の貿易は、消費者の好みの多様化や各加盟国の分業が進むことによって、水平的産業内貿易や各加盟国が分業することによる産業間貿易が増えるものと予想していた。しかし実際には、EU域内においては垂直的産業内貿易が急増したため、低所得国は労働集約的な分野に特化し、長期的には、域内の先進国と比べても経済停滞を余儀なくされ、またそれらの国の失業率は改善されないという状況に陥っていた。一方、世界全体の貿易は、最終財ではなく中間財の

取引が盛んになったことにより、産業内貿易の割合が高まっている。この中で、EUも、海外諸国との貿易の進展によって産業内貿易を拡大させようとしているのである。

第二の問題点、すなわちEUはいかなる相手国や地域とFTAを結ぶのかという問題は、国際関係論におけるFTA研究にそのヒントを見いだすことができる。一般的には、FTAの経済効果は、「貿易創出効果」と「貿易転換効果」に基づいて論じられることが多く、これらの効果が実際にFTAを締結する国の経済厚生への拡大につながっているのかといった実証的研究が様々な手法で行われてきた。その一方で、最近では、なぜ国家はFTAを締結しようとするのかという問題を、理論的に研究するものも増えている。これらの先行研究によると、FTAの締結を導く要因となるのは主に、距離、経済規模、生産要素の賦与率である。まず、二国間の距離が近いほど輸送コストが少ないので、貿易創出効果は大きく、逆に離れているほど貿易転換効果は小さい。また、経済の規模が大きいかいほど、貿易創出効果は大きくなり、第三国の経済規模が小さいほど貿易転換効果は小さくなる。さらに、二国間の相対的な生産要素の賦与の違いが大きいかいほど、産業間貿易が盛んとなって貿易創出効果は大きくなり、違いが小さいほど貿易転換効果も小さくなる。前述のように、EUは海外諸国との貿易を産業間貿易から産業内貿易にシフトさせようとしており、そのために経済規模が大きく、産業構造が似ている国とのFTAの締結を積極的に推進していくと考えられる。前述のように、二国の経済規模が大きくてより類似しているほど、産業内貿易が発展するからである。実際に、「グローバル・ヨーロッパ」はアジアの成長市場国とのFTA締結の重要性が強調されていたが、その後の2010年に発表された通商戦略では、相手国は経済規模や成長可能性そしてグローバル経済に与える影響から判断すべきであり、米国、中国、ロシア、日本、インド、ブラジルに特に重点を置くことと明記されている。以上のように、EUは域外諸国との産業内貿易の進展に向けて、経済規模が大きく世界経済に与える影響も大きい先進諸国との間でFTAを締結することに力を入れるようになってきている。そして、その結果として、EUにとって従来のFTA締結相手国であった旧植民地諸国に対しては、これらの国全体を一くりに扱う姿勢からは脱却し、それぞれの国との特惠関係自体を国ごとに見直し、それぞれの発展度に応じて、貿易、投資、サービスの自由化や知的財産権の保護水準を求める姿勢を強めている。

最後に、EUはFTAによる知的財産権の保護強化を、諸外国への欧州企業の投資の推進と結び付けて位置付けるようになってきている。すなわち、欧州企業の海外進出を促進するために、相手国の知的財産権制度を整えさせるという姿勢である。EUはこれまで、国際的な知的財産権制度の保護水準を高めたり、調和を進めることよりも、まずは域内の知的財産権

制度を調和させることを優先させてきた。しかし実際には、域内諸国はそれぞれの知的財産権制度を譲らず、調和のプロセスは難航してきた。その一方で、経済のグローバル化やネットワーク化が進んでいる。このような現状を受けてEUは、域内における知的財産権制度の調和の実現にかかわらず、少なくともEU主要国で保護されている水準の知的財産権の保護を域外国に求めることによって、海外で活動を広げる欧州企業に利益が還元される仕組みを整えるべきという方針を明らかにしている。

IV. まとめと今後の課題

この研究は、近年のEUのFTAにおける知的財産権政策の変化を、国際政治経済学の観点から論じてきた。これまでの検討によって明らかになったのは次の二点である。第一に、EUは、FTAを通して域内と同水準の知的財産権の保護を相手国に求めるようになっており、その結果、知的財産権の国際制度をめぐる国家間の対立はより先鋭化している。第二に、EUのFTA政策の方針転換の目的は、FTAを通して域外諸国(特に経済大国)との産業内貿易の発展にあり、またその中で特に知的財産権の保護制度を発展させることを通して、欧州企業による海外投資を促進しようとしている。

以上の議論から、EUの近年のFTAを通じた知的財産権の保護強化の要因は、EUが、経済のグローバル化・ネットワーク化を利用した貿易関係を諸外国と結ぼうとしているからと結論付けることができる。しかしながら、そのような国家間の経済的な関係だけが、FTAの要因とは言えないだろう。FTAは政策である以上、国内あるいは地域内の政治が関係しているはずである。今後は、EUがFTAにおいて特にTRIPsを上回る基準を設定している、医薬品アクセスや地理的表示といった問題について、域内の関係主体がどのような選好を示しているのか、そしてその選好がEUのFTA政策にどのように結び付いているのかという点を踏まえた研究を進めていきたい。